

厚木市市営住宅等長寿命化計画策定の経緯と今後の改定等について

1 本計画策定の経緯等

- (1) 本計画は、国が平成 28 年 8 月に「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改訂）」を策定し、各地方公共団体が公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を実現するため、「公営住宅等長寿命化計画」の策定を推進するとともに、国の社会資本整備総合交付金（社資交）の公営住宅等ストック総合改善事業のうち、市が行う改善事業が公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであることが要件になっているため、令和 2 年 1 月に策定したものです。

2 本計画の改定等が必要な理由について

- (1) 令和 4 年度から、国の交付金の社会資本整備総合交付金（社資交）の公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱の一部改正により、脱炭素社会対応型の項目が追加になったことにより、今後の市営住宅等の改修工事設計委託及び改修工事について、脱炭素社会対応型に対応することを可能とするため、令和 4 年度中に市営住宅等長寿命化計画の一部を改定し、県経由で国に報告する必要があるためです。
- (2) 本計画の今回の改定部分である、脱炭素社会対応型を加えることについては上位の計画である厚木市公共施設最適化計画を、令和 4 年 2 月に改定しており、その中でカーボンニュートラルの実現に向けた実施方針が盛り込まれたので、これを実施計画である市営住宅等長寿命化計画で実行するものです。